

添付書類一覧表

申請方法		添付書類		認定基準	
事前確認を受けた上で市に申請※	市に直接申請	提出が必須である書類	必要に応じて提出が必要となる書類		
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者等を選任することを決議した集会（総会）の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類（理事会の議事録の写し等）		管理組合の運営	<input type="checkbox"/> 管理者等が定められていること
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・監事を置くことを決議した集会（総会）の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類（理事会の議事録の写し等）			<input type="checkbox"/> 監事が選任されていること
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請日の直近に開催された集会（総会）の議事録の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回集会（総会）を開催できなかった場合の措置が図られたことが確認できる書類 		<input type="checkbox"/> 集会が年1回以上開催されていること
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・管理規約の写し 		管理規約	<input type="checkbox"/> 管理規約が作成されていること
不要	必要				<input type="checkbox"/> マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
不要	必要				<input type="checkbox"/> マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会（総会）において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 		管理組合の経理	<input type="checkbox"/> 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
不要	必要	※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会（総会）において決議された収支予算書			<input type="checkbox"/> 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類 ・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会（総会）において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会（総会）において決議された収支予算書			<input type="checkbox"/> 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること

申請方法		添付書類		認定基準
事前確認を受けた上で市に申請※	市に直接申請	提出が必須である書類	必要に応じて提出が必要となる書類	
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の写し ・当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会（総会）の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類		長期修繕計画の作成及び見直し等 <ul style="list-style-type: none"> □長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること □長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること □長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること □長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと □長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと □長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会（総会）の議事録の写し 		
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された集会（総会）の議事録の写し等 	
不要	必要			
不要	必要		<ul style="list-style-type: none"> ・修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書 	
不要	必要			
不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員名簿（区分所有者名簿）及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類（これらの名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることに関する表明保証書等） 		その他 <ul style="list-style-type: none"> □防災に関する以下の取組のうち一つ以上を管理組合として実施していること ア 自主防災組織を組織 イ 災害時の対応マニュアルを作成 ウ 防災用品や医薬品・医薬品を備蓄 エ 非常食や飲料水を備蓄 オ 防災用名簿を作成 カ 定期的に防災訓練を実施 キ その他管理組合として実施する防災に関する取組
必要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書 		

申請方法		添付書類		認定基準
事前確認を受けた上で市に申請※	市に直接申請	提出が必須である書類	必要に応じて提出が必要となる書類	
必要	必要	・建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類		<input type="checkbox"/> 1981年(昭和56年)5月31日以前に着工したマンションにおいては、耐震診断を実施しており、耐震性が不足する場合は、管理組合で耐震改修や建替え等に向けた検討を行っていること
			・昭和56年5月31日以前に着工したマンションにおいては、耐震診断の結果を記載した書類の写し又はこれに代わる書類 ・耐震性が不足している場合は、耐震改修や建替え等について、管理組合で検討していることが確認できる書類の写し	
不要	必要	・認定申請について決議した集会(総会)の議事録の写し		-
不要	必要		・法人がマンションの管理を行う場合は、理事を置くことを決議した集会(総会)の議事録の写し	-
必要	不要	・マンション管理センターが発行する事前確認適合証		-

下線部分：本市独自の基準

※事前確認を受けた上で市に申請する場合は、マンション管理センターが発行する事前確認適合証により、認定基準に係る添付書類（本市独自の基準に係る添付書類は除く。）の提出は不要です。（マンション管理センターの管理計画認定手続支援サービスによる提出（アップロード）は必要です。）